



2017年3月29日
アジアインターネット日本連盟

「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」
についての意見

技術革新の著しいデジタル・ネットワーク時代においては、変化と多様性に柔軟に対応でき、イノベーションを促進して新たなサービスが発展できるよう、著作権制限規定に高い柔軟性を持たせる必要があると考える。

かかる観点から、本中間まとめにて提案されている著作権制限規定の制度設計（類型を三層に分類した対応）については、限定的ではなく柔軟性を確保した規定ぶりでの、早急な立法的対応をお願いしたい。

なお、本中間まとめには、委任命令やソフトローの活用についても言及がなされているが、明確性、予見可能性を重視しすぎると柔軟な規定導入の意義を没却することになりかねないため、慎重な対応が必要であると考え。

また、今回、検討されたニーズ以外のニーズ（サイマルキャストやウェブキャストにおける権利処理のあり方など）については、早急に検討を進めていただきたい。

最後に、ニーズをベースとした規定のあり方の検討という、今回選択されたアプローチは、ともすると個別のニーズの解決に終わってしまいかねない。将来的な技術革新の内容等を現時点で把握することは不可能であるため、変化と多様性に対応できる制度のあり方について、今後も引き続き検討を続け、必要な措置を講じていくべきであると考え。

以上